

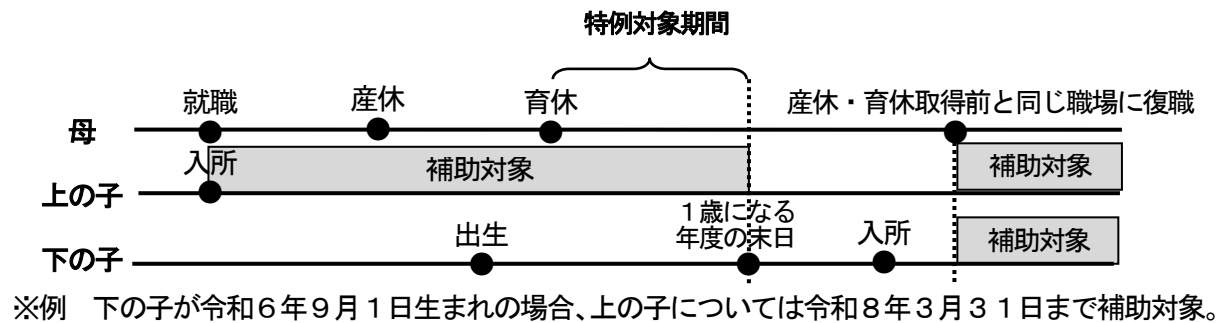
～ 認証保育所保育料補助金 よくある質問 ～

Q 1 育児休業中でも補助を受けられる場合がありますか。

A 1 あります。特例として、第2子以降の産前産後休暇後に育児休業を取得する場合は、上の子について、**最長で育児休業対象児童が1歳に達する年度の末日まで**対象となります。

ただし、元の勤務先に復職予定で、産前休暇開始日の前日以前から上の子が継続して認証保育所に在籍している場合に限りです。復職後は、復職月中に再度就労証明書をご提出ください。

なお、育児休業中に疾病・介護などその他の事由が生じた場合は、区にご相談ください。



Q 2 補助を受けている途中で仕事を辞めた場合はどうなりますか。

A 2 **仕事を辞めた場合は補助対象外**になります。ただし、その他の「保育を必要とする事由」(3ページ②)に当てはまる場合は、区にご連絡をいただいたうえで、必要書類をご提出ください。

Q 3 補助を受けている途中で転職した場合は、何か手続きが必要ですか。

A 3 転職後、速やかに「◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届」および新しい就労先が発行した「◆ 就労証明書」を提出してください。変更届には以前の就労先の退職日と、新しい就労先での就労開始日および就労先名を記入してください。

Q 4 中央区に転入または転出した場合、いつから補助の対象になりますか。

A 4 転入日・転出日により異なります。(下表参照)

	転入・転出日	対象月
転入	1 日	当月から対象
	2 日以降	翌月から対象 (子育てのための施設等利用給付認定を受けていれば、当月分は認可外保育施設として施設等利用給付を受けることができます。)
転出	1 日	前月まで対象
	2 日以降	当月まで対象

Q 5 月の途中で入所・退所した場合、補助金の対象期間はどのようにになりますか。

A 5 入所日・退所日により異なります。(下表参照)

	入所・退所日	対象月
入所	1 日	当月から対象
	2 日以降	翌月から対象 (子育てのための施設等利用給付認定を受けていれば、当月分は認可外保育施設として施設等利用給付を受けることができます。)
退所	1 日	当月まで対象 (保育料を払った場合に限る。)
	2 日以降	